

これまでの本市庁舎整備検討の経過について

◇ 平成17年10月～

- ・ 2町（烏山町・南那須町）合併後のまちづくりは、「烏山市街地」と「南那須市街地」を拠点とした2極分散型の都市構造の下、2つの市街地の機能分担と連携の強化により、市域の一体的発展の形成に努めていくとし、新市の行財政運営の効率化のため、各種計画に「新庁舎の整備」を位置付け検討を開始。
- ・ 平成20年3月の総合計画基本構想策定においては、「道路や公共交通網の拠点を担い、国・県の官公署が集積する烏山市街地を、将来における新本庁舎の位置とすることを尊重されたい。」と総合政策審議会が答申。

◇ 平成24年

- ・ 東日本大震災の教訓等を踏まえ、烏山庁舎及び南那須庁舎の耐震診断を実施。
- ・ 両庁舎とも老朽化し、耐震性の不足やコンクリートの中性化の進行により補強による耐震性の確保が困難で建替え等の抜本的対策が望ましいとの判定結果。

◇ 平成29年～令和元年

- ・ 平成29年10月に有識者や市民による那須烏山市庁舎整備等検討委員会を組織し、本格的な検討を開始。
- ・ 計4回の検討委員会での審議を経て、平成31年3月に新庁舎の候補地を「中央公園」とする「那須烏山市庁舎整備基本構想（素案）」を策定。
- ・ 令和元年10月～11月にかけて、住民説明会の開催など合意形成を図るも、神長地区（消防署付近）を推す声や、中央公園に今ある公民館や体育館などの施設・支所機能のあり方などを含め、十分な共通認識に立てず議論が停滞。

◇ 令和2年～令和4年

- ・ 令和元年東日本台風を契機とした防災集団移転、広域行政の衛生センター・那須南病院の建替えなど大きな行政課題も出現したことを受け、見直し・再検討を表明。
- ・ 令和4年7月に「那須烏山市庁舎整備基本構想（素案）見直し方針」を策定。「庁舎整備は何のために行うのか」の原点（防災拠点・市街地再生・まちづくり）に立ち返り、課題の再分析や検討方向を再整理。

◇ 令和5年～

- ・ 業務委託を活用しながら、那須烏山市庁舎整備検討委員会を再組織し、本市の将来を見据えた防災の拠点、そして、まちづくりの拠点となる本庁舎の整備に向け、検討委員会での十分な議論を得ながら、庁舎の規模や候補地の選定を反映した庁舎整備基本構想を取りまとめていく。

参考

2町合併協議時からの庁舎整備の検討経過

■ 合併協定書 (H17.2.25)

4 新市事務所の位置

(3) 新庁舎の建設の是非及び整備等は、新市に委ねるものとする。

■ 新市建設計画 (H17.2)

第8章 新市における公共施設の適正配置・整備

2. 新市における統合整備に関する基本的な考え方

(1) 行政庁舎

・・・、新市庁舎等については、・・・新市において検討を進めます。

■ 総合計画 基本構想 (H20.3)

II 那須烏山市の将来像

3 都市構成の基本的な考え方

(2) 将来都市構造

烏山市街地－『都市活動拠点エリア』

◇新本庁舎等の・・・都市拠点機能の配置や、JR駅及び公共公益施設の集積などを活かし、本市の都市活動全般にわたる中核として機能するエリア。

南那須市街地－『都市生活拠点エリア』

◇宇都宮地域への近接性、福祉・教育・文化といった公共施設の集積、JR駅及び近隣商業機能などを活かし、定住促進の中核として機能するエリア。

■ 都市計画マスタープラン (H20.3)

第4章 全体構想

4. 都市施設整備の基本方針

(6) 公共公益施設整備の基本方針

- ・ 新本庁舎整備については、烏山市街地における配置を図ります。
- ・ 南那須市街地においては、本庁方式移行後の・・・支所機能の配置と・・・

■ 第2次総合計画 基本構想 (H30.3)

那須烏山市の将来像

III 都市構成及び土地利用の基本的な考え方

3 将来都市構造

烏山市街地－『都市活動拠点エリア』

◇新本庁舎等の・・・都市拠点機能の配置や、JR駅及び公共公益施設の集積などを活かし、本市の都市活動全般にわたる中核として機能するエリア。

南那須市街地－『都市生活拠点エリア』

◇宇都宮地域への近接性、福祉・教育・文化といった公共施設の集積、JR駅及び近隣商業機能などを活かし、定住促進の中核として機能するエリア。

■ 第3次総合計画 基本構想 (R5.3)

将来都市構造

これまでの総合計画において踏襲されてきた「南那須市街地」と「烏山市街地」を拠点とした2極分散型の都市構造を維持していくと明記

烏山市街地－『都市活動拠点エリア』

- ◇ 新本庁舎等の行政機能を含めた都市拠点機能の誘導や、J R 駅及び公共公益施設の集積などを活かし、本市の都市活動全般にわたる中核として機能するエリア
- ◇ コンパクトシティによる居住機能の誘導や豊富な歴史文化資源の活用と併せ、市のシンボルとなるような都市環境を形成していく。

南那須市街地－『都市生活拠点エリア』

- ◇ 宇都宮地域への近接性、福祉・教育・文化といった公共施設の集積、J R 駅及び近隣商業機能などを活かし、定住促進の中核として機能するエリア
- ◇ 公共施設の適正な配置や効率的な土地利用の推進などにより、本市の定住促進拠点としての環境を形成していく。



資料：都市計画マスタープラン

令和元年9月24日

那須烏山市長 川 俣 純 子 様

那須烏山市庁舎整備等検討委員会
委員長 三 橋 伸 夫

那須烏山市庁舎整備について（答申）

平成30年3月26日付け那烏総政第174号をもって諮問のあった那須烏山市庁舎整備基本構想の策定に伴う調査及び検討について、下記のとおり答申いたします。

記

(1) 答 申 市より示された庁舎整備基本構想の素案について、庁舎整備等検討委員会（以下「委員会」という。）を4回開催し、市の考え方等について説明をいただきながら、調査及び検討を行いました。示された庁舎整備基本構想の素案については、市の各種計画を踏まえ、烏山市街地において、既存施設の活用も含め、分庁方式から本庁方式への移行を図るというものでした。

委員会としては、委員各位から貴重な意見や提言をいただきましたので、意見等を付して、当該答申を踏まえた市の対応等をお願いし、庁舎整備基本構想の素案について、基本的に了といたしました。

(2) 付帯意見

- ① 人口減少等を踏まえ、人口に見合ったコンパクトな庁舎整備を検討する必要がある。また、庁舎整備の立地場所は、まちづくりと一体的に考える必要がある。
- ② 新庁舎の整備を優先するのであれば、整備に合わせて、市民ニーズの高い施設の複合化や公共施設の集約化を図ってほしい。
- ③ 建物が持つ補助的な機能としてシンボル性も必要と考える。市の歴史、文化、市民のアイデンティティを市庁舎で表現し、市民に親しまれることも必要である。基本方針に「那須烏山らしさ」を追加してほしい。
- ④ 県内外から来た方や外国の方が来庁した際、那須烏山市を発信できるような特色のある記憶に残るものとしてはどうか。また、場所についても100年先のことまで考えて選定する必要がある。
- ⑤ 中央公園における災害対策・防災拠点としての安全性は懸念されると思う。東側の法面对策はなされているが、安全性を踏まえた場合、建て方を考慮する必要がある。安全性の担保を図ってほしい。
- ⑥ 烏山庁舎、南那須庁舎、保健福祉センター及び水道庁舎の4つの庁舎をまとめた本庁方式とした場合に延床面積が6,000㎡必要ということだが、4つの庁舎を全部建替える必要があるか十分に検討されたい。
- ⑦ 庁舎整備に関しては、多額の費用を要するため、市民との合意形成を図ってほしい。

これまでの市議会の主な意見

◇ 令和2年3月30日（市議会 庁舎整備検討特別委員会 中間報告書）

- 新築による本庁方式への移行について（場所はいずれにしても）
 - ・賛成 12人 ・反対 2人 ・その他 3人
- 新庁舎の整備時期について
 - ・合併特例債の期限内に整備すべき 7人 ・期限にこだわらず慎重に検討すべき 10人
- 主な意見
 - ・市民との対話が不十分。
 - ・衛生センターの建替え等の広域事業も喫緊の課題。プライオリティを明示すべき。
 - ・中央公園ありきではなく柔軟な発想で再考願いたい。
 - ・庁舎だけでなく、市民の要望の多い複合施設の整備を早急に実施すべき。

以上を踏まえ、「今後も、庁舎の位置、広域行政の保健衛生センター及び那須南病院の整備等を踏まえた長期的な財政計画、防災拠点としての機能強化、複合機能の具体化など、各委員の意見を参考として市民にも十分理解が得られるよう慎重に整備計画を進められたい」との意見を付記。

◇ 令和3年6月30日（市議会 庁舎整備検討特別委員会 要望書）

- ・特別委員会は13回開催し、調査研究を進めてきたが、各議員の意見は様々で集約することができなかった。
- ・3年の時間を費やし、調査・研究を深めたことで議論は尽くされたものとする。
- ・今後は、基本構想の素案を案として速やかにパブリックコメントを実施すること。
- ・その後、「那須烏山市の事務所の位置等に関する条例」の改正をできるだけ早い時期に市議会に提出すること。